

名古屋市上下水道局管理規程第24号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部を次のように改正する。

令和7年5月14日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号並びに第40条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後給与規程」という。）第39条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び第40条第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 3 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与規程第40条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正に伴う経過措置）

- 4 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程第3条第4号イの規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。